

## 多子世帯に対する入学金・授業料無償化に係る Q&amp;A (2025 年度新入生向け)

1. 申請関係	
Q1:	多子世帯です。何もしなくても入学金と授業料は無償化になりますか？
A1:	なりません。申請が必要です。※Q2 参照
Q2:	多子世帯に対する授業料等無償化の申請をしたいです。どうすればよいですか？
A2:	『日本学生支援機構 給付奨学金』に新規に申請が必要です。⇒Q4 へ 但し、高校等で申請した予約採用で給付奨学金の採用候補者に決定している場合は⇒Q3 へ
Q3:	大学入学前に予約採用で日本学生支援機構 給付奨学金に申請し、採用候補者に決定していますが、再度、給付奨学金に申請する必要がありますか？
A3:	給付奨学金の採用候補者の者は、再度給付奨学金に申請する必要はありません。 但し、4/3 の採用候補者説明会で案内したとおり、「進学届の入力」と「 <u>授業料等減免に関する申請書</u> の提出」を完了させる必要があります。 採用候補者説明会に出席できていない場合は、速やかに学生総合支援センターにお越しください。 ※ 予約採用で貸与奨学金（第一種／第二種／併用／入学時特別増額）の採用候補者であった場合は、多子無償化の支援を受けるためには、新規に給付奨学金に申請する必要があります。 ※ 予約採用で給付奨学金が不採用の場合、多子無償化の支援を受けるためには、再度給付奨学金に申請する必要があります。
Q4:	多子世帯にあたりますが、日本学生支援機構 給付奨学金の採用候補者ではないため、新規に給付奨学金に申請したいです。どうすればよいですか？
A4:	4/3 の申請説明会で申請書類を配付しております。申請期間中に申込書類一式を学生総合支援センターに提出してください。なお、説明会に参加できず、お手元に申請書類がない場合は、速やかに学生総合支援センターにお越しください。 2025 年度新入生の <u>申請期間は 4/21(月)～25(金)</u> です。 <b>※期間外の申請は一切受け付けません。</b>
Q5:	高校で日本学生支援機構 給付奨学金に予約採用で申請し、『不採用』でしたが【多子世帯〇】と印字がありました。多子世帯に対する授業料等無償化を受けるために、新たに申請は必要ですか？
A5:	はい。新たに日本学生支援機構 給付奨学金に申請する必要があります。
2. 入学金の関係	
Q5:	多子世帯に対する授業料等無償化に申請予定ですが、入学金を支払ってしまいました。どうすればいいですか？
A5:	日本学生支援機構 給付奨学金に申請し、多子世帯として採用された場合は、全額返金致します。返金は8月下旬を予定しております。

3. 授業料関係	
Q6:	多子世帯に対する授業料等無償化に申請予定です。授業料を納める必要はありますか？
A6:	<p>通常支払いは5月ですが、日本学生支援機構 給付奨学金に申請いただいた場合は、8月までは前期分授業料の支払いを猶予します。多子世帯として採用されれば、そのまま授業料の支払は発生しません。不採用であった場合は、8月下旬に前期分授業料を口座振替にてお支払いしていただきます。</p> <p>なお、入学手続き時に「日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育修学支援新制度）仮申請書」を提出し、入学料の支払いが猶予されている者が、給付奨学金に申請し、不採用だった場合も8月下旬に銀行振込等により入学料をお支払いしていただきます。</p>
4. その他	
Q7:	多子世帯とは、どのような世帯をいいますか？
A7:	<p>基本的に、学生の父母が扶養する子が3人以上いる世帯を指します。詳細は、学生総合支援センターHPでご案内しておりますので、まずはそちらをご確認ください。</p> <p>★多子世帯の詳細は→→<a href="#">こちら</a></p>
Q8:	高校で日本学生支援機構 給付奨学金に予約採用で申請しました。多子世帯のはずですが、【多子世帯○】の印字がありませんでした。なぜですか？
A8:	<p>多子世帯の考え方に、誤解がある可能性があります。まずは、HPで要件等をご確認ください。</p> <p>★多子世帯の詳細は→→<a href="#">こちら</a></p> <p>また、多子世帯の判定には、住民税情報が用いられております。年末調整や確定申告で、扶養親族の申告漏れがある場合、多子世帯であっても、【多子世帯○】とは印字されず、認定もされません。このような場合は、学生総合支援センターにお問い合わせください。</p>
Q9:	申請期間内に申請ができませんでした。どうすればよいですか？
A9:	<p>期限後の申請は受け付けておりません。次回の申請をご検討ください。</p> <p>日本学生支援機構 給付奨学金の申請期間は、年2回設けております。4月上旬と10月上旬です。なお、2025年4月入学者が2025年10月に給付奨学金に申請し、多子世帯として採用された場合、2025年度後期分の授業料から無償化の対象となります。遡って前期分の授業料や入学料が無償化となることはありません。</p>

(2025.4.14 版)

※ 在学生向けのQ&Aは→→[こちら](#)